
プロジェクト 四半期報告書制度の見直しへの対応

項目 本日の審議事項

本資料の目的

1. 本資料は、本日の企業会計基準委員会において検討を行う事項の概要についてご説明することを目的としている。

これまでの経緯

2. 2023 年 5 月 29 日に開催された第 502 回企業会計基準委員会において、2023 年 3 月 14 日に金融庁から第 211 回国会に提出された「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」（以下「改正法案¹」という。）が成立することを前提に、「四半期報告書制度の見直しへの対応」を企業会計基準委員会の新規テーマとすることを決定した。
3. 2023 年 9 月 21 日開催に開催された第 510 回企業会計基準委員会において、金融庁より改正法案の内容について説明を受けた。

本日の審議事項

4. 本日は、改正法案の概要及び今後改正又は修正を行う会計基準等の検討方針についてご意見をお伺いしたい（審議事項(6)-2）。

以 上

¹ 審議事項(6)-2 の審議資料では、特に断りのない限り、2023 年 3 月 14 日に金融庁から第 211 回国会に提出された金融商品取引法等の一部を改正する法律案を「改正法案」、現行の「金融商品取引法」（昭和 23 年法律第 25 号）を「金融商品取引法」及び現行の「企業内容等の開示に関する内閣府令」（昭和 48 年大蔵省令第 5 号）を「企業開示府令」として表記している。